

## 1 安城市自治基本条例（以下「本条例」という。）に基づく安城市の取組状況について

本条例に基づいて「市民参加条例」や「市民協働推進条例」が制定・施行され、各事業等の取組によって「市民参加と協働によるまちづくり」が着実に進んでいることを確認していただきました。

### 審議会で頂いたご意見

- 「若者のまちづくりへの参加を促進する」施策も推進すべき。
- 「文化の創造を推進する」という観点の施策も推進すべき。
- 挙げられた事業は、後付的に本条例と結び付けた感じを受けた。

### 【解説】

- ・「七夕まつりでのボランティアなど、継続的に関わっていける若者の参加を担保すべき」というご意見や、大論点【6】（安城らしさ）においても「若者のまちづくりへの参加促進」が提案されました。
- ・同様に、大論点【6】において「伝統文化の保存継承と併せて新しい文化の創造をしていくこと」、「前文に『文化の創造』を盛り込んではどうか」等のご意見もありました。



### 答申に向けての対応（案）

- ★今後市として「若者のまちづくり参加促進」「文化の創造を推進」施策に取組むべき、というご意見を答申書に記載します。
- ★市は、今後一層、本条例の理念を意識して各事業の立案及び実施に臨むべきという旨を、答申書に記載します。

## 2 本条例の規定について

審議会では、第三回・第四回において、本条例の規定について論点ごとに少人数のグループワーク形式で検討して頂きました。

### 大論点【1】市民の定義（第3条）

#### 審議会で頂いたご意見

- 市内に住む者でなくても学生、事業者、法人の考えは市政を考える上で無視できない。むしろより幅広い視野、観点からの活動が不可欠。
- 異質な考え、文化、成育歴を持った人々との協力・協働を考えると、今のままでよい。
- 幅広い意見を取り入れて市は発展する必要がある。
- 外国人の割合が増加した現状においても、特に問題が生じていない。
- 「市内で活動を行う者」の活動範囲が広過ぎるので、安城市に関わる活動に限定するべきでは。

#### 【解説】

- ・ 以上のように、今のままの定義で問題ないというご意見が殆どでした。
- ・ 一方で、「市内で活動を行う者」という表現が広範過ぎると指摘もありましたが、本条例の趣旨からして、およそまちづくりに関連しない突発的・短期的な「活動」は含まれないものと考えられます。



#### 答申に向けての対応（案）

- ★審議会の結論として、「市民の定義」（第3条第1号）は適当である旨を答申書に記載します。
- ★活動の範囲をこと細かに本条例に規定することは難しいと考えますが、ご意見も踏まえ【解説】内にいかなる「活動」も無制限に含むものではないという趣旨の記載を追加するべき旨を、答申書に記載します。

## 大論点【2】－1 議会の責務（第10条）

### 審議会で頂いたご意見

- 議員は、選挙権を有する市民によって選ばれるが、議員活動は（有権者に限らず）広く市民の声、多様な意見を聞きながら行うべき。
- 議会は、市民の利益を幅広く考慮して職務を行うべきである。



### 答申に向けての対応（案）

★今のままで問題ないというご意見が多く、審議会の結論として、「議会の責務」（第10条）の「市民の意思」という用語は適当である旨を答申書に記載します。

## 大論点【2】－2、3 議員の責務（第11条）

### （1）「市民の利益に資する」について

### 審議会で頂いたご意見

- 一部の人々の意見だけでなく広く、という点がポイント。
- 議員は、選挙権を有する市民によって選ばれるが、議員活動は（有権者に限らず）広く市民の声、多様な意見を聞きながら行うべき。



### 答申に向けての対応（案）

★今のままで問題ないという意見が多く、審議会の結論として、「議員の責務」（第11条）の「市民の利益に資する」という用語は適当である旨を答申書に記載します。

## (2) 「市民の代表者」について

### 審議会で頂いたご意見

- 有権者のことだけでなく、広く意見を取りまとめるという意味でこのままでよい。
- 有権者だけの代表という誤解を招くおそれがある。削除すべき。

### 【解説】

- ・ 以上のように、両方の立場からご意見を頂きました。
- ・ 誤解を招くおそれのある表現は極力修正すべきだと考えます。



### 答申に向けての対応（案）

★「議員の責務」（第11条）の「市民の代表者」に関して、以下の改正案で、答申書に記載します。

改正案	現 行
議員は、広く市民の利益に資するため、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、研鑽に努めます。	議員は、 <u>市民の代表者として</u> 、広く市民の利益に資するため、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、研鑽に努めます。

### 【ポイント】

- ・ 「市民の代表者」という用語について、市議会議員は選挙権を有する住民の投票により選ばれるため、本条例において市外住民や法人も含む「市民」の代表という表現は、正確とは言えません。
- ・ 「市民の代表者」を「投票者の代表者」等とすると、議員は自身の投票者の代表として、その者のためだけに活動することを期待しているという誤解を招きかねず、条文の趣旨に合わないと考えられます。
- ・ 「市民の代表者」という用語を用いなくとも、条文全体の趣旨は変わりません。

大論点【3】 住民投票（第17条）

審議会で頂いたご意見

- 「市民の定義」が確定であれば、「住民投票」を「市民投票」にすればよい。
- 住民票のない方は投票できないが、住民以外の方のことも考えて投票するケースを考えるとこのままでよい。
- 用語が紛らわしいので「市民」を「住民」に変更した方がよい。
- 投票するのはあくまで住民であり、混乱させるので、変更するべき。

【解説】

- ・ 以上のように、両方の立場からご意見を頂きました。
- ・ 誤解を招くおそれのある表現は極力修正すべきだと考えます。



答申に向けての対応（案）

★「住民投票」（第17条）の「市民の意思」に関して、以下の改正案で、答申書に記載します。

改正案	現 行
<p>市長は、市政の特に重要な事項について、直接<u>住民の意思</u>を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。</p>	<p>市長は、市政の特に重要な事項について、直接<u>市民の意思</u>を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。</p>
2・3（略）	2・3（略）

【ポイント】

- ・ 第1項で、本条例において市外住民や法人も含まれる「『市民』の意思を確認する必要があるとき」という表現を用いています。
- ・ 第2項において、住民投票が行われる際の投票の資格要件は、別に条例で定めることとしていますが、「市民投票」ではなく「住民投票」という文言を用いていること、【解説】の内容からも本条の趣旨として、住民以外の者を投票の対象にしていなと思われま。
- ・ 実際の投票事務を想定した場合も、住民に限定して投票が行われるものと考えられます。
- ・ 以上のことから、「直接市民の意思を確認する」という表現は、正確とは言えないため、上記のような表現に改めます。

## 大論点【4】 条例の位置付け（第2条）

### 審議会で頂いたご意見

- 「最高規範」にいろいろな解釈があり、誤解を招いている。
- 「市の最高規範」という言葉は、オーバーな表現である。
- 「最高規範」という用語を外しても、意味が通る。

### 【解説】

- ・ 以上のように、改正すべきとのご意見を多く頂きました。



### 答申に向けての対応（案）

★「条例の位置付け」（第2条）に関して、以下の改正案で、答申書に記載します。

改正案	現 行
この条例は、 <u>市のまちづくり</u> に関して基本となる条例です。他の条例、規則その他の規程は、この <u>条例の趣旨を尊重して定められるもの</u> とします。	この条例は、 <u>市の最高規範</u> です。他の条例、規則その他の規程の <u>制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合を図ります。</u>

### 【ポイント】

- ・ 本条例は、前文に記載のとおり、市民が主役の自治の実現のため安城市におけるまちづくりに関する基本的なルールを定めたものです。
- ・ 「最高規範」という表現は、その範囲を超え、読み手によっては法規上の上下関係を表しているような誤解を招くおそれがあります。
- ・ 第1条に規定されているように、本条例は市民参加と協働によるまちづくりを推進することを目的にしていますが、同時に市のまちづくりに関して基本となるものというのが、位置付けの表現として、適切だと考えます。
- ・ よって、本条例の位置付けを表す前段の表現をより適切、かつ、誤解の生じないよう上記のような表現に改めます。
- ・ 他の条例等との関係を表す後段の表現も、条例等の上下関係を想起させるおそれがある表現が含まれているので、併せて改めます。

## 大論点【5】 条例の見直し（第26条）

### 審議会で頂いたご意見

- 社会状況の変化に合った改正がしやすくなるので、このままでよい。
- 「必要に応じて」や「社会情勢の変化の時」では、いつ誰が判断するのか曖昧になるので、このままでよい。
- 5年ごとでなくても常設の委員会のような集まりをつくることも検討してはどうか。
- 現在の規定では見直しが必要かどうかは、市長が判断することになっているので、あえて5年で縛る必要はない。

### 【解説】

- ・以上のように、今のままの定義で問題ないという意見が殆どでした。
- ・一方で、「5年が縛りになっていないか。必要に応じて2年でも6年でもよいのでは。改正した方がよい」というご意見も頂きました。
- ・いずれの意見も、「検証自体は必要」という点は一致していました。
- ・本条例は、市民参加と協働によるまちづくりを進め、市民が主役の自治を実現するための普遍的な原則を定めているものであり、検証のたびに、その原則が変わるべきものではなく、今回の審議会の答申に基づく改正により、条例として安定させるべきという考え方もあります。
- ・一方で、本条例の根幹でもある市民参加と協働について、本条例を見直さないで一層の推進が図れないような場合等には、速やかな検証が必要です。
- ・市民参加については、安城市市民参加条例に基づき、常設の附属機関として「市民参加推進評価会議」が設置され、市民参加の対象や実施状況などのほか、市民参加の推進状況の評価を行っています。
- ・協働については、安城市市民協働推進条例に基づき、常設の附属機関である「市民協働推進会議」が設置され、市民活動団体の活動評価のほか、市民協働推進計画の策定、進捗評価などを行っています。
- ・定期的な見直しの代わりに、常時、市民参加と協働の評価を行っている「市民参加推進評価会議」「市民協働推進会議」の発議によっても、本条例の検証を行えるようにようにしたいと考えます。



### 答申に向けての対応（案）

- ★「条例の見直し」規定は、このままでよいという意見を多くいただきましたが、上記を踏まえ、改めて、事務局提案についてご審議いただきたいと思います。 【別紙参照】

## 大論点【6】 安城らしさ

### 審議会で頂いたご意見

- 前文を5年ごとに見直したらよいのではないか。
- 新しい文化を創造していくことが大事なので「文化の創造を推進」を条文に盛り込む。
- 第19条の「持続可能な社会の形成」の項に、「市長・コミュニティ」のあとに「事業所」を追加した方がよい。事業所としても活発に活動しているので、事業所に期待するところがある。
- 現在の前文の中で安城らしさが出ている。基本理念の中で「らしさ」を出すのは難しい。「具体的なまちづくりの中で」考えるべきでは。
- 「若者のまちづくりへの参加を促進する」ことが必要。

### 【解説】

- ・ 以上のような意見をいただきましたが、全体の意見としては、本条例は、まちづくりを進めていく上で大切にしたい理念を定めるものであり、条文の改正は必要ないというご意見を多く頂きました。
- ・ これを踏まえて、条文の追加等を行わないものの、「文化の創造を推進」「若者のまちづくりへの参加の促進」については、推進すべき施策への提言という形で、答申書（1本条例に基づく安城市の取組状況について）に記載します。



### 答申に向けての対応（案）

★今後市として「若者のまちづくり参加促進」「文化の創造を推進」施策に取組むべき、というご意見として、答申書に記載します。

【再掲】